

令和4年第1回

東紀州環境施設組合議会定例会会議録

令和4年3月29日（火）開会

令和4年3月29日（火）閉会

東紀州環境施設組合議会

## 令和4年第1回東紀州環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
管理者挨拶	2
開 議	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程	
議案第1号	3
議案第2号	4
議案第3号	5
議案第4号	7
一般質問	12
8番 世古 正君	12
1 施設規模と人口減少問題について	
2 防災対策について	
3 安心・安全、環境に優しく、地域と調和した施設	
5番 入江康仁君	24
1 施設建設予定地の選定について	
閉 議	35
管理者挨拶	35
閉 会	35
署名議員	36

## 令和4年第1回東紀州環境施設組合議会定例会会議録

日時 令和4年3月29日(火)午前10時

場所 尾鷲市民文化会館 ギャラリー兼小ホール

---

### ○出席議員 10名

1番	三 鬼 和 昭 君	2番	南 靖 久 君
3番	山 本 洋 信 君	4番	大 橋 秀 行 君
5番	入 江 康 仁 君	6番	岡 村 哲 雄 君
7番	山 本 章 彦 君	8番	世 古 正 君
9番	莊 司 健 君	10番	野 田 純 志 君

---

### ○欠席議員 なし

---

### ○説明のため出席した者

管 理 者	加 藤 千 速 君
副 管 理 者	河 上 敢 二 君
副 管 理 者	尾 上 壽 一 君
副 管 理 者	大 畑 覚 君
副 管 理 者	西 田 健 君
会 計 管 理 者	平 山 始 君
事 務 局 長	福 屋 弘 樹 君
事 務 局 次 長	大 崎 弘 二 君
事 務 局 総 務 係 長	宮 本 拓 也 君
事 務 局 業 務 係 長	井 上 貴 義 君
事 務 局 主 任	阪 井 耕 平 君
尾鷲市環境課課長補佐	民 部 泰 行 君
熊野市環境対策課課長補佐	山 川 正 夫 君
紀北町環境管理課長	宮 本 忠 宜 君
御浜町生活環境課長	岡 田 織 謙 君
紀宝町環境衛生課長	芝 征 史 君

---

## ○議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第1号	東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
日程第4	議案第2号	東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
日程第5	議案第3号	令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第6	議案第4号	令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について
日程第7		一般質問

---

### 午前 10時00分 開会

#### 開 会

○議長（三鬼和昭君） 皆さま、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を開会いたします。開会にあたり、管理者よりご挨拶があります。

管理者。

#### 管理者挨拶

○管理者（加藤千速君） 皆さま、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和4年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。早いもので、組合を設立して1年が経過しようとしております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地視察が実施できなかったものの、測量・地質調査や施設整備基本計画など、広域ごみ処理施設整備に向けた各事業を着々と進めることが出来ました。

なお、施設整備基本計画の進捗状況につきましては、これまでの全員協議会でご報告させていただいているとおりで、現在、施設整備基本計画の素案づくりに鋭意取り組んでいるところでございます。本定例会では、条例改正、2件、令和3年度組合一般会計補正予算及び令和4年度組合一般会計予算の合わせて4議案を提出させていただいております。どうぞ、よろしくご審議をいただきますようお願い申しあげ、簡単ではございますけれども開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願い申しあげます。

○議長（三鬼和昭君） ありがとうございます。

### 午前 10時02分 開議

○議長（三鬼和昭君） これより、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。事務局長をして、諸般の報告をさせます。

事務局長。

## 諸般の報告

○事務局長（福屋弘樹君） ご報告申し上げます。本日の欠席通告者は、ございません。なお、お手元に議長報告及び議事日程をお配りしてございますので、ご確認のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三鬼和昭君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事につきましては、お手元に配布の議事日程によりまして、執り進めたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第95条の規定により議長において、7番、山本章彦議員、9番、莊司健議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（三鬼和昭君） 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

---

## 議案の上程（議案第1号）

### 日程第3 議案第1号 東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（三鬼和昭君） 次に日程第3、議案第1号 東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

## 提案説明

○議長（三鬼和昭君） 管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） それでは、議案第1号、東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定が個人

情報の保護に関する法律に引き継がれることから、同法律への引用する規程に改正するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由をご説明申しあげました。詳細につきましては、事務局長より説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、内容をご説明申しあげます。お手元の議案書の1ページをお開きください。議案第1号、東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることから、同法律への引用する規程に改正するため、第2条第2号、第3号、第8号を下線のとおり、一部改正するものであります。

また、統計法第52条につきまして、個人情報保護に関する規律が個人情報保護法に統一されることに伴う所要の改正が行われたため、第39条第1項第1号を下線のとおり、一部改正するものであります。以上で内容の説明を終わります。

○議長（三鬼和昭君） 以上で、議案第1号の説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより、議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これより採決を行います。日程第3、議案第1号、東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、原案に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（三鬼和昭君） 挙手全員、挙手全員であります。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案の上程（議案第2号）

日程第4 議案第2号 東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（三鬼和昭君） 次に日程第4、議案第2号、東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

#### 提案説明

○議長（三鬼和昭君） 管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○**管理者（加藤千速君）** それでは、議案第2号、東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。本案は、国における行政手続の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓に関する政令が改正されたことから組合職員のサービスの宣誓においても押印、対面の見直しを行うため、条例の一部を改正するものがあります。以上、提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては、事務局長より説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（三鬼和昭君）** 事務局長。

○**事務局長（福屋弘樹君）** それでは、内容をご説明申し上げます。お手元の議案書の3ページをお開きください。議案第2号、東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国における行政手続の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓に関する政令が改正されたことから組合職員のサービスの宣誓において、対面の見直しを行う第2条の下線の削除、及び別記様式、宣誓書の氏名の右にある押印を削除するための一部改正であります。以上で内容の説明を終わります。

○**議長（三鬼和昭君）** 以上で、議案第2号の説明は終了いたしました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○**議長（三鬼和昭君）** 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより、議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○**議長（三鬼和昭君）** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これより採決を行います。日程第4、議案第2号、東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、原案に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○**議長（三鬼和昭君）** 挙手全員、挙手全員であります。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案の上程（議案第3号）

日程第5 議案第3号 令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について

○**議長（三鬼和昭君）** 次に日程第5、議案第3号、「令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

### 提案説明

○**議長（三鬼和昭君）** 本議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○**管理者(加藤千速君)** 議案第3号、令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。今回の補正予算計上額は歳出のみであり、歳出予算の総額も変更せず、款項間の組み替えのみの補正であります。本案は議会費において、議員改選により、議員報酬が増加したこと、並びに総務費においては派遣職員に要する人件費の増加により、所要の予算措置を講じるものでございます。詳細は事務局長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長(三鬼和昭君)** 事務局長。

○**事務局長(屋屋弘樹君)** それでは、議案第3号、令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、内容をご説明させていただきます。別冊の令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算書(第1号)及び予算説明書の1ページをお願いします。歳出予算の補正につきまして、第1条、歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正によるとさせていただきます。3ページをお願いします。こちらが第1表、歳出予算補正でございます。歳入予算の補正がないため、歳出予算のみ記載させていただきます。4ページをお願いします。こちらは歳出予算事項別明細書の総括でございます。1款、議会費は1万円を増額し、109万2千円に補正するものでございます。次に2款、総務費は129万円を増額し、4,597万9千円に補正するものでございます。最後に3款、衛生費は130万円を減額し、6,483万7千円に補正するものでございます。6ページをお願いします。詳細内容につきましてご説明申し上げます。1款、1項、1目、議会費の議員報酬につきましては、構成市町議会の改選等によります組合議員の変更がございましたので議員報酬を1万円増額しております。

次に2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の負担金補助及び交付金につきましては、構成市町より派遣されている職員に昇級昇格がございましたので、派遣職員人件費負担金を130万円増額しております。2款、総務費、2項、1目、監査委員費の監査委員報酬につきましては1万円を減額しております。

次に、3款、衛生費、1項、清掃費、1目、ごみ処理施設整備事業費の130万円の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することが出来なかった先進地視察研修等に関連する旅費、並びに使用料及び賃借料をそれぞれ減額するものでございます。以上をもちまして、議案第3号の内容説明とさせていただきます。

○**議長(三鬼和昭君)** 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○**議長(三鬼和昭君)** 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより、議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○**議長(三鬼和昭君)** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これより採決を行います。日程第5、議案第3号、令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○**議長(三鬼和昭君)** 挙手全員、挙手全員であります。よって議案第3号は、原案のとおり可決さ



れました。

---

## 議案の上程（議案第4号）

### 日程第6 議案第4号 令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について

○議長（三鬼和昭君） 次に日程第6、議案第4号、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

#### 提案説明

○議長（三鬼和昭君） 本議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。  
管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 議案第4号、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について、ご説明申しあげます。令和4年度組合一般会計歳入歳出予算の総額は、1億2,881万円であります。令和3年度と比較しまして、1,590万2千円の増となっております。主な事業としましては、令和3年度から着手しております東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務がございます。令和4年度は、生活環境影響調査の現況調査を1年かけて進めてまいります。詳細は事務局長に説明いたさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、議案第4号、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について、内容をご説明させていただきます。別冊の令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算書及び予算説明書の1ページをお開きください。歳入歳出予算は、第1条におきまして、1億2,881万円と定めております。第2条におきましては、債務負担行為を設定しております。債務負担行為につきましては、4ページにあります第2表、債務負担行為をご覧ください。1つ目の事務所賃借料につきましては、現在の当組合事務局の事務所を中部電力株式会社からお借りしており、3年間の賃貸借契約を結ぶため、令和6年度までの債務負担行為を設定するものであります。支払限度額は、42万6千円でございます。2つ目の地方公会計財務書類作成支援委託料につきましては、当組合においても市町と同様に統一的な基準による財務書類の作成支援を委託するため、令和8年度までの債務負担行為を設定するものであります。支払限度額は、528万円でございます。次に歳入歳出予算の内容につきまして、ご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金は組合運営経費としまして、負担金条例に基づく負担割合に応じて構成市町にご負担いただくもので8,548万9千円でございます。市町別の負担金額は説明欄に記載のとおりでございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金1,804万3千円につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金として計上させていただくものでございます。3款、1項、1目、繰越金2,527万7千円は、前年度繰越金として計上させていただくものでございます。4款、諸収入、1項、1目、雑入は千円でございます。

続きまして、10ページから11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費80万3千円につきましては、組合議会等の開催にかかる経費でございます。定例会2回、臨時会1回、全員協議会4回を予定した経費を計上しております。使用料及び賃借料のバス借上料32万1千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期となりました行政視察に要する費用をあらためて計上しております。12ページから13ページをお願いいたします。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費5,261万3千円は、組合運営に要する需用費や委託料、使用料及び賃借料等でございます。主なものとしまして、委託料のうち、地方公会計財務書類作成支援業務委託料の231万円につきましては、総務省から示された統一的な基準による地方公会計マニュアルに準拠して財務書類の作成や固定資産台帳を整備し、資産負債管理や行政コスト管理のため、新たに公会計システムの構築を行うものでございます。14ページから15ページをお開きください。負担金補助及び交付金のうち、派遣職員人件費負担金4,457万7千円は、構成市町から派遣されております職員5名の人件費及び令和4年度から2年間、三重県と市町との人事交流により、県の職員1名を当組合に派遣していただくため、尾鷲市から三重県へ派遣する職員1名分の人件費を計上させていただいております。次に2項、1目、監査委員費16万1千円につきましては、監査委員への報酬等を計上させていただいております。16ページから17ページをお開きください。3款、衛生費、1項、清掃費、1目、ごみ処理施設整備事業費7,418万3千円は、ごみ処理施設整備事業に要する費用でございます。報酬15万9千円につきましては、広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会委員報酬、旅費61万5千円につきましては、基本計画策定委員会委員の費用弁償等でございます。委託料7,255万6千円につきましては、令和3年度からの3か年事業であります東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務に要する費用で、令和4年度は、施設整備基本計画策定や生活環境影響調査の現況調査を1年かけて実施いたします。使用料及び賃借料のうち、バス借上料64万1千円は、構成市町の住民の皆さまを対象としまして、ごみ処理施設の先進事例を見学していただき、ごみ処理施設について、より理解を深めていただくために実施するごみ処理施設見学会に要する費用でございます。4款、1項、公債費、1目、利子5万円は、年度末に資金不足が生じた場合に一時借入れを行った場合の利子分でございます。5款、1項、1目、予備費は、100万円でございます。以上をもちまして議案第4号の内容説明とさせていただきます。

○議長（三鬼和昭君） 以上で内容の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。

なお、申し遅れましたが会議規則で1議案につき発言は3回となっておりますのでご理解ください。それでは質疑はございませんか。

5番、入江康仁議員。

○5番（入江康仁君） 12ページの総務費の報酬で顧問弁護士報酬が上がってますね。これは何のための顧問弁護士としての報酬を上げて来たのか。そここのところの説明をお願いいたします。それと立地予定地に対しては私どもこの組合が設立してからいろんな問題、反対者もいる。また反対運動も起こりかけているというようなことを聞き、やはり初期的な段階で立地予定提供者としての管理者の考えの中でまだ私は今回の衛生費の中で先ほど説明もありましたけれどバスの借り上げ料、先進地視察の件ですよね、この予算、これはまだまだ早いのではないかと。立地予定地は、あくまでも尾鷲市の問題だと私らは思っていました。この顧問弁護士もやはり反対運動また訴訟が起きるか分からないという前提のもとでの私は予算編成だと思っているんですけどこれはちょっと5市町に対してですね、管理者、きちっとしたやはり管理者の考えを聞いておきたいんでそのの所をよろしく

お願いします。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 今回の予算で顧問弁護士料を記載していること、それからいろんな先進地に対する見学会等の考え方ということでございますが当然のことながら今年度4月から設立した一部事務組合がこれから一般的な法令やいろんな形の中でどうしてもやはり専門知識等々を弁護士からサゼスチョンしてもらわなければならない。そういう思いからこういう一部事務組合、大体自治体と一緒にございます。私は必要であるということで計上させていただきました。そして、構成市町の住民の皆さまにごみ処理施設の先進地視察をなるべく早く今年度くらいに実施したいと。その方々を募りながら今年度中に行いたいという思いで予算計上させていただきました。以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江康仁議員。

○5番（入江康仁君） 管理者、専門知識が無いとかいうような答弁じゃないですよ、この問題は。組合設立に対して専門知識とかそんなもんは十分に職員の中からしてこの組合を作ってるんですよ。それから私が言ってるのはいろんな地域の方々の今の先進地視察は、これは議会の予算なんですよ。議員の視察研修の予算なんですよ。なぜ、そういう市民の言葉が出てくるの。ちょっとおかしいんじゃないの、管理者。それで専門知識がいるような組合、難しい組合の設立なのか。どうですか、それは。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） このバス借り上げ料の予算につきましては、まず議員の皆さま方に先進事例を見ていただく予算とそれから住民の方々にやっていただくものと2つ計上しております。やはり、私どもとしましては法律の専門家が絶対必要であると思っております。もちろん職員も専門知識等々はありますけれどもそれ以上にやはり法的な非常に重要な問題がありますから、まず、我々としてはコンプライアンス、法律を遵守するということがまず、前提でございますので、そういう方々にいろいろとアドバイスをいただいたり、いろいろ相談にお伺いしたいと。私は必要であると。そのために計上させていただきました。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江康仁議員。

○5番（入江康仁君） 管理者、事務局からちゃんと聞いてないかな。全協の時にこの予算は、住民反対運動に対する予算なんだということの説明を受けた。その中でそういうような要素をまた訴えられるような要素をもって組合の設立かという質問に関しては、あなたが今、答弁したように言い換えた訳ですよ。要は最初から住民の反対運動に対する予算じゃないですか、これは。それで、我々組合議員としてはですよ、先ほど言ったようにこの立地の予定地を提供するあなたがですよ、尾鷲市の問題と私は言ってるんです。5市町でする問題ではない、これは。この問題の目的はこの後、私は一般質問ですけど、どんどん出てくるべくですね。今のは答弁にならないですよ。なんで問題があるような所を提供して、なぜ、私どもはその問題提供の反対運動を踏まえいろんな問題に関わらなくちゃいけないの。この目的は、先進したごみ処理の施設を建設することが目的なんですよ。なぜ私たちは尾鷲市民を敵に回したり仮に訴訟を起こして裁判になったら、なぜその人たちと戦わなあかんの。あなた、提供する責務というのはどういうふう考えてるんですか。これは、追々一般質問でやりますけどね、この予算の上げ方はおかしいですよ。そこはどう思いますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

- 管理者（加藤千速君） 何度も申しあげてますように今回の弁護士費用につきましては、先ほど申し上げました。もちろんこれから法令関係でいろんな問題も我々としては、弁護士に相談してですね、本当にまずは法令を遵守する、これが原点でございます。そのために必要な費用であると考えております。
- 議長（三鬼和昭君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 顧問弁護士費用に関する説明をちょっとさせていただきたいと思います。我々組合も一つの行政団体として今後行政運営全般についてですね。
- 5番（入江康仁君） 議長。事務局長に聞いてないよ。管理者が答弁したから良いじゃないの。
- 議長（三鬼和昭君） よろしいですか。他にございませんか。8番、世古正議員。
- 8番（世古正君） バスの借り上げ料、議会としては32万1千円、それから住民の皆さんを対象にしたのは64万となっておりますがこの詳細についてまず先に説明してくれますか。どのような形で、どこへ行ってどういう計画をもっておられるのか。また住民の皆さんに対してはどのような形の視察を計画されているのか。基本的な考え方を教えてください。
- 議長（三鬼和昭君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 計画の概要といたしまして、組合議員さん及び5市町の住民さんを対象とした見学会なんですけど計画の概要といたしましては、5市町の住民さん、組合議員さん共に先進地視察の見学をしていただいて、施設のイメージですね、悪いイメージを世間一般的にはついているところがありますんで、実際の施設を見ていただくことで見聞を広めていただくと。場所としてはまだコロナウィルスの状況を見ながらですね、県内、県外を検討していきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（三鬼和昭君） 8番、世古正議員。
- 8番（世古正君） 議会側でね。誤解している人は誰もいないと思うんですね。中身の問題で幾つかの問題はたくさん包括しているというふうに思いますけれども、誤解をしているから視察というのは、これは議会に対してはそういうことではないということなんですか。私は誤解をしていません。それと住民の皆さんの64万1千円については、何回、どの程度の規模でどういう人たちを対象にというあたりを説明してもらえますか。
- 議長（三鬼和昭君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） バス借り上げ料 64万1千円につきましてはバス2台を予定しております。対象といたしましては、5市町の住民さんを幅広く対象にしたいと考えております。見学会なんで、平日が対象になります。場所については先ほど申しあげたように県内県外で検討していきたいと考えております。組合議員の方につきましては、新年度になってから予定したいと考えております。先ほど言いました実際の施設のイメージを見ていただくことで見聞を広げていただくような形を考えております。以上でございます。
- 議長（三鬼和昭君） 8番、世古正議員。
- 8番（世古正君） 住民の皆さんが見る視察ではないんですね。議会の議員が見る視察は、イメージを良くするために行くんじゃない。やっぱり施設機能を十分研究しながらこの地域の施設にどう生かせるのか、また改善すべきはどこなのかというのを見て来るのが本来の視察であってね。我々、イメージを良くするために行くんじゃないと思ってます。それから住民の皆さんについても5市町を対象にということで、ごみ問題にあまり関心のない人を連れて行って異議なしということで、行

った人、皆賛成でしたよというような視察をしてもあまり意味ないんですね。そういう面では全協の時も提案いたしましたように1回はですね、2回のうちに1回は、施設周辺の人達だけを対象にしてしっかりと説明等しながらですね、新しい施設というものを見ていただいたうえでご判断いただくということで、そういう人、そういう分け方でご案内すべきだと。5市町の中にそういう人たちを入れ込んでというのはやはり間違いだと。そういう人とかも、周辺の人たちだけに絞って、施設案内をしているんだということが大事ではないかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 全協の時に世古議員さんから今、おっしゃられたようなことをご提案いただいて、我々も検討しております。周辺住民さんたちを1台ということは考えております。今後そういう周辺住民さんと5市町の住民を対象にした視察ということを含めて検討していきたいと考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古正議員。質疑3回を過ぎております。これで終わりですので簡潔に。

○8番（世古正君） はい。管理者、副管理者の皆さんの報酬、情報審査委員会、顧問弁護士を含めて102万と予算計上されていますが管理者、副管理者についての報酬はどのようになっていますか、一度教えてください。私も12月に議員になったばかりですので、詳しいことは分かりませんので報告をお願いします。

○議長（三鬼和昭君） 事務局次長。

○事務局次長（大崎弘二君） 管理者の報酬につきましては年額4万円、副管理者の報酬につきましては年額3万円ということで定められております。以上です。

○議長（三鬼和昭君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより、議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

○5番（入江康仁君） 議長。反対、賛成どちらからですか。

○議長（三鬼和昭君） 反対討論から先にいきたいと思えます。5番、入江康仁議員。

（5番 入江康仁議員 登壇）

○5番（入江康仁君） 私は、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算に反対討論をさせていただきます。私は先ほど指摘したような弁護士報酬、また視察の観光バスの計上をやっておりますけど、この中でね、先ほども言ったようにこの問題は、後々一般質問で答弁としては、管理者がいろんな法的なものの考え方の中で、顧問弁護士が必要だというような認識で答弁いたしましたけどこれから一般質問の中で出てくる、またやめますけど、今の管理者の答弁は、私はならないと思う。ましてこの問題は先ほども言ったように尾鷲市の問題です。その問題を5市町に振り替えた中での予算計上を我々、東紀州環境施設組合の議員としてはこれを認める訳にはいかない。やはりこれは一番の問題で、その視察の観光バスの借り上げも予定地がしっかりしてない中での視察は必要ないと思っている。一番基礎となる初期段階の問題である、この予定地が尾鷲市民の賛同を得てまた、尾鷲市行政からもここが適地なんだという安心した中での提供だったら良いけどこれからさっきも言ったようにどないなるかわからん。その上に視察したって意味ない。これはまたそういうような含みを持っている予算だから、この弁護士費用と視察のバスの借り上げの予算は認めることはで

きませんので、反対討論とさせていただきます。

○議長（三鬼和昭君） 他に討論はございませんか。

○議長（三鬼和昭君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより採決を行います。日程第6、議案第4号、令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について、原案に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

○議長（三鬼和昭君） 挙手多数、挙手多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。ここで上程されました議案はすべて終了いたしました。

---

○議長（三鬼和昭君） 一般質問をこれから行いますが10分間休憩とさせていただきます。

(午前10時47分)

---

○議長（三鬼和昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時57分)

---

## 日程第7 一般質問

8番 世古正君

○議長（三鬼和昭君） これより日程第7、一般質問を行います。質問者の質問時間につきましては、質問、答弁を合わせて1時間ということ、それから1回目の総質問を壇上でしていただき2回目以降の各問につきましては質問席で行っていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。只今から順次質問を許可したいと思います。8番、世古正議員。なお、世古議員より自分の質問について、録音したいとの申し出がありますので許可したいと思います。

(8番 世古正議員 登壇)

○8番（世古正君） それでは順次大きく3点にわたって管理者の見解を伺うものであります。まず、第1点目の施設規模と人口減少問題についてお尋ねをいたします。広域ごみ処理施設基本構想においては、管内の人口減少予測が立てられておりますが、平成30年度の実績7万1千人から施設稼働22年後には3万5千人と半分以上に人口減少が予想されておりますがまた、施設稼働が想定される令和9年から令和30年までの22年間で見れば、毎年約2千人ずつ人口は減少するものとして将来予測が立てられております。このように急激に人口減少が進む地域だけにごみの排出量も減少していきます。それだけに焼却施設の規模をどのように設定していくのかは、構成市町財政負担にも大きく関わる問題であり、過剰な設備は、自治体が住民負担にも大きな影響を与えます。そこで、お尋ねをいたしますが現在、基本計画が策定段階に入っておりますが施設規模を確定する人口の基準年度をどのように置いているのかお尋ねをいたします。さらに、当初日量71トンの処理能力を想定されておりましたが現在、日量64トンとの変更をされましたがその根拠と変更理由について、簡潔にお答えをしてください。次に、施設規模の確定には搬入ごみの推計が必要であります。人口減少と合わせてCO<sub>2</sub>の大幅な削減には温暖化防止等の厳しい各種の施策が打ち出されている中で可燃ごみの排出予測は大幅に見直しすることが必要ではないかと考えますが、管理者の見解を求めると

のであります。大きく2点目についてお尋ねをいたします。防災対策についてお尋ねをいたします。南海トラフの大地震が想定されている中で各自治体における防災対策は日々進められております。今回の当施設整備にあたって当然、防災対策は避けて通れない課題であり、当然、建屋などの建設についても建築基準法に基づいて設定されるものであります。機械設備などにおいても巨大地震に対する設備が求められております。これまでは、各市町での対応をされていたものが5市町で1ヶ所の処理施設になってしまうだけにどのような災害が起こっても施設機能が維持できるものにしなければなりません。基本計画の策定委員会の議事録を見ても各氏の角度から見た防災問題についての議論がほとんどされていないように見えますがこれで基本計画を確定していても良いのでしょうか。そこで、お尋ねをいたしますが同施設は、高台に予定されており、敷地の土砂崩れ、隣接の311号線上の山腹崩壊や土砂崩れ等もしっかり検証されるべきものと思いますが管理者の見解を求めます。更にもう1点、3月16日、福島県沖を震源とする地震の発生により、宮城県大和町の震度は5強となりごみ処理施設も大きな打撃を受け、すべてのごみの処理の受け入れを停止するという状況が生まれております。施設内の配管の破断なども起きているようであります。南海トラフの大地震は、これらとは比べものにならないほどの震度が予想されておりますが最悪を想定した施設とならなければなりません。当施設ではどのような震度予測をされているのかお尋ねをいたします。大きく3点目、安心、安全、環境に優しく地域と調和した施設、この課題は処理システムの基本方針で示された文言であります。用語は立派なものであり、その通りに進められることを強く期待するものであります。現実方針に示された方向で進められているのか、以下3点についてお尋ねをいたします。まず、第1点は12月議会でも取り上げてきましたが施設建設に向けての入口は、地域住民の理解をどれだけやれるか。また、施設周辺の皆さんの理解と協力をどれだけいただけるのか。これが施設建設計画を立てるにあたっての入口であることは、これまでの議会でも強調して来ましたがその後3ヶ月間、具体的にどのような対応と問題点の洗い出しをされてきたのか具体的に報告を求めます。小さくもう1点は、施設ができた場合の環境影響が及ぶ範囲についてお尋ねをいたします。現在、環境影響評価調査は始まっていませんが新年度からは、調査の準備を進め、令和5年度にかけて具体的調査が始まりますが現段階において、環境影響が及ぶ範囲はどの程度だと予想することはできると思いますが管理者はどのように認識されているのかお尋ねをいたします。参考に伊勢広域ごみ処理施設計画では、半径3キロと設定しておりますが伊勢平野の平地に作る施設と市街地よりも高い場所に作る施設、我々の建設施設の規模の違いなどもあり、環境影響を及ぼす範囲も自ずと違ってくると思われそうですがどのように考えているのかお尋ねをいたします。最後に事業計画の今後の住民説明会のあり方についてであります。12月議会でも住民説明会の問題を提示し、開催を求めてまいりましたが執行部の方針は、尾鷲市で開催する説明会に5市町の住民は参加してくださいとのことでしたが質問の答弁では、要求があれば、他の市町での説明会も考慮される旨の答弁がされました。改めて説明会については、執行部の中に尾鷲市以外の1市3町の市長、町長が副管理者として入っているのであり、各市町で副管理者を中心に組合事務局の応援をいただきながら基本計画策定までに各市町の議会をはじめ、住民への説明会を開催することが必要ではないかと考えますが管理者としてはどのような見解をお持ちになるのかお尋ねをし、演壇からの質問といたします。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） それでは世古議員のご質問に対してお答えいたします。まず、今後の予想

規模の施設。どういうふうに進めて行くのか。さっき議長がおっしゃいましたけれども、平成26年から30年までの5年間で5市町の人口推移は、年平均で約1,400人減少しています。そういった中で、将来の人口推移につきましても令和9年から令和16年までのこの8年間、大体、我々は1,200人から1,300人が減少すると予測しています。そういった中で、施設規模については施設稼働後20年間のごみ量を予測して設定いたしております。その中で具体的に申しあげますと基本構想で施設規模1日あたり71トンと設定しておりましたが策定中の施設整備基本計画では基本構想策定時の推計に誤差が生じていないか確認を行い、ごみ量と人口におきましても大きな乖離がないということから施設規模を1日あたり71トンから1日あたり64トンに見直しを行ったところでございます。なお、施設の発注の際には再度、最近の状況を踏まえ、施設規模の精査、調整を行っていく予定でございまして、まず、1点目の回答とさせていただきます。2点目につきましても南海トラフとその前に温室効果ガス、二酸化炭素のことをやっていたけれども当然のことながら今のゼロカーボンシティーというようなこともそれぞれの市町で組合としても、我々としてはその辺のところは十分心がけていながら環境保全をやっていきたくて考えております。次に防災対策についてですけれども建屋、施設の耐震化につきましては、こういうごみ処理施設は、基本構想の施設整備の基本方針に災害に強い施設として定めております。これに関連して、関係法令、特に建築基準法及び規定基準等を参考に設計・施工を行い、耐震性を確保しなければならないと考えております。また、これらに関連する災害に対する機能については、基本計画で整理していくこととなります。今、基本計画は策定中でございます。ちなみにこの基本方針につきまして、6つの基本方針はございまして、第5番目に災害に強い施設すると。すなわち、津波等の災害に対応するため、耐震性・耐水性を備えた強靱な施設とするとともに災害時の廃棄物処理にも対応可能な施設とするという基本方針にも盛り込んでいますのでこの方針で進めていきたいと思っております。そして、周辺住民に対する理解、合意をとということでございまして、この間どういう行動をやってきたかということですが現在、組合では施設整備基本計画の策定に取り組んでいるところでございますが事業の進捗状況につきましては組合の公式ホームページで情報発信に努め、住民の理解を求めているところでございます。今後の予定といたしましては、現在策定中の施設整備基本計画や生活環境影響調査などの進捗状況に合わせて、説明できる時期が来ましたら、施設の安全性などについて、丁寧にご説明させていただき、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。次に、施設の環境影響が及ぶ範囲という点については令和4年4月から生活環境影響調査を実施します。調査事項、調査対象地域などをこの現況調査に向けて現在整理を行っているところでございます。これらの設定の過程で予想される影響範囲についても把握できると考えております。最後にこの事業計画の住民説明会の在り方、12月議会でも申しあげましたとおりでございまして、この件につきましては、当組合ではごみ処理施設整備基本計画策定に向けて現在事業を進めているところでありまして、この基本計画ではごみ処理方式の選定、余熱利用計画、施設配置計画、環境保全目標の設定などといった項目につきまして検討を重ねておるところでございまして、施設整備基本計画の素案が出来上がったのち、構成市町の住民の皆さまを対象とした住民説明会を建設予定地である尾鷲市で開催し、住民の皆さまのご意見を伺いたいと考えております。また、今後の住民説明会の在り方につきましても12月議会でも申しあげましたとおりで、構成市町のご要望やご意見を伺いながら構成市町と連携し、検討を進めたいと考えております。以上、壇上からのご質問に対する回答とさせていただきます。



○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） それでは随時再質問を行いたいと思います。ごみの大幅な減少が行われた時には24時間運転を前提としてつくるこの施設規模が使えなくなるのではないかと、そのように思うんですが管理者はどのようにお考えですか。人口減少が2030年度ではもう、3万5千人ということで、平成30年度と比べても半数以下になるということをお考えた時に当然それに沿って排出ごみの量というのでも減ってまいります。スタートで64トンをお前提として建設をしても22年後には3万5千人とあと20年でここまでいうことを考えた時に施設規模をどうすべきかと。いろいろ設備を抱えていただけ地方自治体の財政負担や住民の負担というのは当然出てくるということになりますからその辺をどのようにお考えになっているのか、もう一度改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 今、世古議員の方から人口動向に伴う施設規模とうことでご質問がありました。我々としては先ほども申しましたように令和9年からスタートして20年後ということで、人口減少の話なんですけど、現状、我々も規模をどうするのか、まずは71トンと予定しておりましたがそれを今後、策定委員会で基本計画を作るにあたって、再度精査していかなければならないと考えております。ただ、はっきり言いますのは令和9年度で大体1日あたり64トンぐらいのごみを処理しなければならないという形になりまして、確かにおっしゃるように年々減って行ってその辺のところをどういうふうな運営でやっていくのか、しっかりと考えていかなければならないと思っておりますが最初から規模を小さくすることについては非常に問題があると私は思っておりますので今後の方針について、どれぐらいの規模にしながら、十分見通しを立てながら考えていかなければならないと思っております。だから現在のところは1日あたり64トンで処理できるような規模にしていきたいとこのように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番世古議員。

○8番（世古正君） 64トンをはじき出した根拠ですね、令和9年、1年間のごみの量を前提にされているんですか。例えば、9年、あと推計値でも9年、10年、もしくは、何年間の平均を出してその中のスタート段階のごみの量をこうだから、どの程度の施設というふうに定められて、もう一度、お答えください。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） ご説明申し上げます。64トンをお導き出したのは災害廃棄物を含めた1日当たりの処理量が71トンということをお基本構想で定めております。基本計画で進めていく上で、災害廃棄物を見込んでいる約10%の部分を余裕があるということでお何とかできないかということで、稼働日数で調整できるということが分かりましたので10%の部分は稼働日数を増やすことで1日当たりの処理量を64トンとさせていただきます。以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番世古議員。

○8番（世古正君） もう一つ質問を変えてお尋ねをいたしますが基本的にはやはりCO<sub>2</sub>削減の連携となるのは燃焼ごみをいかに減らすかというところに課題があります。その中で事業系ごみの取り扱いについては、どのようにされるのか。例えば、事業者の持ち込みがなされるものと思っておりますけれども有料なのか無料なのか。有料ならどの程度予定されているのか。それとやはり、本質的には排出元の事業者の責任で事業者単位の処理をしていただくことで、事業系のごみを大幅に減らしていくことができると私は考えてますがその辺はいかがお考えなのかお聞かせください。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） CO<sub>2</sub>削減の観点からということなんですけど事業系ごみにつきましては、まず料金の設定は、今、5市町と組合と協議しているところでございます。事業系ごみを広域ごみ処理施設で受け入れるということが前提になっておりますんで処理をしていくということを考えております。それでですね、世古議員がおっしゃった事業系ごみを独自に処理するという事は、今のところ、私たちの協議の中では広域の処理施設で処理していくということを考えておりますので。以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番世古議員。

○8番（世古正君） 事業系ごみについては、各市町の排出量に非常にアンバランスな状況があるんですね。そういう面では、事業系ごみをどのような形で受入れるにしてもどういう形にしていくのかと。近年はですね、やはりCO<sub>2</sub>削減を前提として考えたときに事業系ごみも割とリサイクルしやすいと。事業単位に出ますから家庭用よりも種類がそろっていると。廃棄物そのものがね。そういう面ではリサイクルしやすいということでは、やはり事業系ごみのリサイクルの推進ということをやったり施設としても各市町に要請をして、そこを減らしていく努力を大幅にしていけば炉の規模の縮小化も十分図られるんじゃないかと。現状のごみ全体の事業系も含めた可燃ごみ、また、可燃性の粗大ごみ、これらを含めても令和9年のスタート段階では、事業系が約25%の比率を占めます。ごみ全体の中でね。ところがその後、10年後の令和19年には人口がどんどんこの間、減る訳ですから。しかし事業系が減っていかないということで事業系ごみが令和19年には3.8%を占めるという資料が皆さん自身の出した資料の中でも読み取れるんですね。本来事業系のごみというのは自己責任での各社の解決というのは、基本としてはそうなんですけども多くの負担が一般施設の設備整備には多くの住民の負担が当然かかる訳ですからもう4割近いですね、事業系ごみと6割が一般ごみということで、事業系のごみを処理しなければならないために炉の規模もそれなりに大きくなってしまふということになるとその負担が住民に行ってしまうということになる訳ですから、事業系ごみをいかに減らしていくか。また減らせなくてもそれなりの対価をいただくような評価を出す。九州の方では、トン1万円とかですね、トン8千円とかね、そういう状況が生まれて来てます。この地域では、いくらに算定するかはこれから検討されるものと思いますけれども事業者自身がやはり応分の負担をしていただくというようなことも一方では必要なというふうには思ってますので、その十分検討をしていただきたいというふうに思います。その辺はどうですか。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 事業系ごみの削減については、構成市町の施策にも関わりますので我々と十分協議をさせてもらいながらそこら辺は検討していかなければならないと考えております。で、事業系ごみは先ほど減らないというのはですね、人口が減っても物を作る時には一定のごみが出ますので減っていかないということになります。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 結局は令和19年度を見ますと約38%は事業系ごみが占めると。ごみ全体の中でね。結局、事業系ごみを受入れるために施設規模の大きさが当初から決まっていると。それで年々事業系の比率がどんどん上がってきているということになった場合、この施設の建設負担というのは事業者がやる訳じゃなくして、結局、市町であり、市町の構成、市民や住民が建設費の負担をする訳ですから、そういう負担をそこへ被せていくということになってしまふ訳ですね。だから、

いかに事業系ごみを減らしていくかということをも真剣に考えないとね、大変なことになると。住民負担だけが増えてしまうということになりかねないと私は思っています。それからもう1点ですね、すでに計画は立てられておりますけれどもやはり、計画を立てた段階以降にプラスチック資源循環法が新たに出来た訳ですね。それが、基本構想ができる。昨年出来たばかりで、今年4月からの施行ということで計画を立案する以降に出た新たな法律ですからこれを徹底して、各市町、また自治体が適合していこうと思えば、プラスチックのごみを大幅に減らしていくことができるのではないかと思いますけれどもごみ全体の減量化にも繋がっていくんじゃないかと思うんですけども、その辺の見直しをされた上での建設規模の確定が64トンなのか、60トンで良いのか。そういうのを再度ですね、検証をし直す必要があるんじゃないかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 議員のおっしゃるとおり、やっぱりごみは減らさなければならない。当然のことながら事業系ごみについてもやはりどんどん減らしていかなければならない。こういうことが必要な話でございますが、人口動態、令和9年までどういう人口動態になってどれぐらいのごみが排出されるのか、こういう統計を令和元年度と令和2年度の比較をしました。一応、我々が計画した通りの数字になるだろうといった場合に現状のまま推移すると令和10年の稼働時には大体64トン位かと。仮に、やはり将来的なことを考えるからもっとやっぱり規模を減らしなさいっていうことをやればですね、私が一番心配するのは毎日、毎日64トンのごみを処理しなければならない。例えば、規模が50トンだったらこれだけで14トンのごみが余ってしまう。要するにまだ焼却出来ないごみが毎日、毎日、14トン。こういうこともやはり考えてる訳です。だから適正規模というのは令和10年度稼働時においてどれぐらいの規模にしなければならないかということは非常に重要な話ですし、やはり住民負担というのもございますし、そういうことも含めてきちんとした計画を立てていかなければならないと思っておりますけれどもここで目標を立ててこれだけにするんだと、したがってそれについては皆さん守ってくださいっていうことはできないと思っています。そういうことでもって、現在のところは64トンで、今後いろんな検討を重ねながらどうするかは基本計画策定の時にきちんとお示ししたいと思っております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 私は50トンにせよと。可能性としてはどうなのかと。結局は、プラスチックごみの徹底分別等を進めていけばですね、これは国の法律ですから、それによって各市町のごみ量がどれだけ減るかの推計も検討もされてないでしょ。だから結局この新しいプラスチック循環法ができる以前のごみ量の推計値の中で将来どのように減っていくかという推計を立てられて64トンということを現段階ではね、推計されている訳ですから管理者が言われたようにですね、発注段階で改めてもう一度見直す。もしくは、またさらに各構成市町と十分協議を重ねながらですね、徹底したプラスチックごみの分別とリサイクル化を図るということで、全体のごみの減量化を図っていくという意味確認がやはり必要じゃないかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） プラスチック資源循環方法は、令和4年4月からなんですけど、まだ国の動向が一部分かってない部分もありまして、その動向を見ながらですね、各市町、我々組合で協議を持ちたいと考えております。今おっしゃったようなことは基本計画の中で十分協議していかなければならないかなと思っております。以上です。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 国の具体策が示されないって言うけれども基本的には大きくはね、2030年には排出量をどこまで抑えるか、50年にはゼロカーボンを目指している訳ですからゼロにしていこうか。そうすると、当然その間に徹底した分別をやっていくということが前提になればその目標というのは達成できない訳ですね。だから当然、各市町は否応なしにプラスチック分別リサイクル化とこののをしっかりとやらなければならないということになる訳ですから、当然その分のごみっていうのが一定量減ってくるだろうと。それをどの程度見込んでいくのかということ、今まで示されたごみ減少の推計値よりはもっと下がっていくだろうと私は思っていますからそれをきちっと確定したうえでですね、推計値であっても数値をはじき出したうえで施設規模の確定をしていくということをやっていただきたいということを申しあげておきたいと思います。2点目に行きます。防災の問題についてであります市長も当然、市の議会から何度か質問が出てるとは思いますけれども尾鷲市における最悪を想定した震度はいくつだというふうに認識されておりますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 広域ごみ処理施設の建設場所において南海トラフということですので大体最大震度7、高かったら8ということになるかと思っておりますけれども。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 震度7以上の震度、8というのは無いんですね。マグニチュード8はありますけれども。震度7が最大値であると、地震ではね。そういうことで予想もしない大きな揺れが起こるといふ時に建物そのものの安全性は一定のこれまでの地震の経験から建築基準法で建屋そのものは守ることができるだろうと。しかし、内部の設備がいかれてしまえば結局は稼働できない訳ですから内部施設整備についてはどういう基準で設置されるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 内部設備機器についてですけど、重要物とかですね、十分配慮しなければいけないと思います。これに対する明確な基準がありませんのでその辺も基本計画の中でですね、防災基本計画というようなものを定めますんでその中で十分検討を行っていきたいと考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 結局、内部施設については明確な設置基準が示されていないと言われる訳ですね。ただ、十分努力をしたいということの主観的な意見であってね、客観的にこうやって震度7が来ても耐えられる施設にしていくという、そのためにやっぱり専門家委員会がどういう検討してきたのかと。だから私は専門委員会がそのことについてね、十分な議論がされていないんじゃないかということをおぼろげに演壇での質問で述べました。議事録にはそういうことは出て来ていないんですね。文書上では防災対策に十分配慮してどうのとか、そういう抽象的なことは書かれておりますけれどもこの地域のあそこへ作った場合はどういう基準で設置していくんだ、する必要があるんだというような専門家としての意見の具申がほとんどされていないということでは、まだまだ議論がされていないと私は評価をしているんですね。いわゆる今後は専門委員会も再度ですね、管理者からも伝えて十分な内部施設の耐震化基準の明確化を図ってそれを我々議会の新しい皆さんも分かるようなですね、説明をきちっとできるようにしてくれということをお願いしたいと思

ますが管理者、よろしいでしょうか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 現在基本計画を策定中でございましていろんなことを想定しながらまず、第一に先ほども申しあげましたように基本方針ということについてですね、これは基本方針に基づく基本計画を立てなければならない。これが必須でございますのでその辺のところも十分認識したうえできちんとした基本計画の策定をしていきたいと思っています。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 敷地内ですね、建設予定地の土砂崩れの心配があるのか無いのか、また、周辺の311号を挟みながらも近くにある山腹の土砂崩れなり山腹崩壊の危険性があるのか無いのか、そういう調査もすでにやられておりますか。これからですか。また、やりますか、やりませんか、お答えください。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） お答えいたします。市営野球場からですね、国道311号沿いの斜面までの広範囲の地盤や法面が災害時に大丈夫かということだと思いますけど尾鷲市の土砂災害ハザードマップでは市営野球場近くの尾鷲市のクリーンセンターの敷地内の一部が指定を受けております。また、国道311号沿いの斜面以降はですね、土砂災害警戒区域の指定は行われていないことは確認しております。国道311号沿いの広範囲の斜面までは検討するという事は考えておりません。なお、市営野球場付近においてですけど施設整備基本計画における配置、施設の配置計画や防災機能計画の中で整理していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 敷地内一部でもやはり指定地域があると。危険地域の可能性があるということですね。そういう所に建設されるんですか。それと合わせてですね、やはり311号線と施設までの間の土砂崩壊だけじゃなくして、311号から上側、山側の山腹崩壊なり、大規模な土砂崩れの心配が無いのか。あるのか無いのか。そういう調査がやっぱり事前にちゃんとやっておかないとね、あの場所が適当なのかどうかという判断もできないんですね。そういう面ではその調査はやられるんですか、やられないんですか。改めてお聞きします。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 先ほども申しあげましたとおり、尾鷲市の土砂災害ハザードマップでは、土砂災害警戒区域の指定は受けておりませんので指定が行われてないことは確認しておりますので、そういう調査が今あるところ考えておりません。以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 各自治体それぞれ、危険地域ですね、土砂災害なり土石流の危険指定とかいろいろと急傾斜地の指定とかされてます。してあるから、してないから大丈夫だという保証にはならないんですね。大きな施設を建てて将来的にも安定してそれを運転していこうと思えば当然、建築そのものの予定地とあわせて周辺の状況を正確に把握したうえで、ここが適地だということで考えていかないと指定されていないからそういう調査をしないということではおかしいんじゃないかと。山腹が崩れた場合、一気に311号の国道の幅が狭い訳ですから乗り越えてですね、施設内に行けば当然、施設に甚大な被害を受けて稼働ストップということになりかねない訳ですからそういう心配があるのか、無いのかを含めてね、事前の調査をちゃんとやって、あそこが本当に適地だと

言い切れるようにしなければならん訳ですけどもその調査もやらないということはどうしてですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） どこまで調査するのかということだと思うんですけどね。私どもは、やはりその辺のところ尾鷲市のハザードマップにない。そういったところの中でですね、そこまでもやらなきゃならないのかっていう私自身は疑問がある訳なんです。当然のことながらこの建設予定地の周辺については、いろんなご意見もいただいておりますし、その辺のところはきちんとやっ  
て行かないといけないと思っています。あとの部分については、ちなみにこの地区というのは非常に硬い岩盤に覆われておりますので、ましてや311号線の上については、花崗岩で覆われているという話も聞いておりますのでそこまでやるのかどうかということ自体が私自身が疑問でございます。当然のことながら、建設予定地の周辺地域のことについてはきちんとした形でやっていきたいと考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 結局、大規模災害のところはですね想定外だったってことで多くの行政責任が皆逃れているんですね。だから想定外かどうかは調査して大丈夫だというお墨付きを与えて、言うなればその辺は花崗岩で覆われている。だから震度7の地震が例え来たとしてもですね、十分耐えられる土質を構成しているから安全だというふうにですね、言い切れるようにしないと住民は不安なんです。指定しているから、指定していないからとか、花崗岩だからというだけで本当にいいのかどうか。私はやはり施設周辺で、もし崩れれば危険が及ぶ範囲については専門家を入れた調査をしたうえで、安全性の確保っていうのをきちっと図っていただきたいと思っておりますけれどもこの問題の最後にそこは改めてもう一度お聞きします。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 私も311号線を昔からずっと通ってましたのでね、あの辺の地形というのは非常に存じあげてる訳なんですけれども議員がおっしゃるのは311号線の上の山間の部分をきちんと調査しろということなんです。そこまで必要なのかどうかっていうのは疑問でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 疑問に・・・ということだろうと私は思っています。それでは3点目に行きます。安心安全、環境にやさしい地域と調和したというところで、この間ですね、3ヵ月、12月議会終わってから約3ヶ月あった訳ですけどもこの間の周辺住民の皆さんへ理解を求めるための具体的な行動というのはどういうことをされましたか。そのことをお尋ねします。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 現在、組合では先ほど管理者も申しあげましたけど施設整備基本計画の策定に取り組んでいるところでございまして、事業の進捗状況につきましては組合のホームページとかで情報発信をさせていただいております。しかしながら、住民さんにご説明できるようなものがそろっておりませんので、まだそのところまで進んでないのが現状でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 結局、この3ヵ月間、基本的には個別対応をして来なかったということだと思うんですね。この問題というのは同僚議員も後で質問されることだと思いますけれども非常に重要な問題で、施設建設の入口に関する部分なんです。入口が開けられなければ、その中へは入れな

いということになる訳ですから当然そこへの最大限の努力を組合としてもやっていくべきだ。また、地方自治体としてもやっていくべきだと私は思っております。これまで、管理者自身、加藤管理者自身が周辺の人たち、特に現状の中で疑問を抱いておられる方、必ずしも諸手をあげるといえない状況の皆さんに対して直接お会いして状況を説明し、ご理解を求める努力をされたことがありますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 要するに12月以降もございました。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 12月議会以降にやられたんですか。詳しい内容はともかくとして結果としてどういう対応でしたか。お聞きできますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） それぞれで話し合いをしておりますので、個別の件については、差し控えさせていただきます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 管理者が直接出向いて理解が得られたのか、得られなかったのか、これはいえるでしょう。お答えください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 私は、直接お話し合いをさせていただきました。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） それは聞いた答弁であってね。管理者自らがお話をしにお邪魔をして、それで理解が得られたのか、また理解が得られる状況にはないのか、それはどちらですかということをお聞きしているんです。どんな話をしてどうやったということまで私は問いません。理解が得られたのか、得られなかったのか、それについては当然できるはずですから、ご答弁いただきます。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 私どもとしての回答は、させていただきました。また、その返事はまだいただいております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 入口の問題だけに事務方だけにお任せするのではなく、管理者自らが出向かれた、そのことは評価をしますけれども、やはり1回で終わりではあかんのですね。結論が出るまで繰り返し、管理者が先頭に立って理解を求める努力をしに来たと。ここがやはり、行政側なり施設組合側の姿勢として住民の皆さんも見えていただいている訳ですからその努力は、やはり今後も引き続き、管理者が先頭に立って、問題解決に当たっていただきたいと思っておりますけれどもその決意の程をもう一度お聞かせください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 世古議員のご質問に対しては、管理者として対応をやっていきたいと改めて感じています。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） もう一点、違う角度から聞きたいんですけれどもやはり今回のご理解いただけない人たちの問題点の本質はどこにあるのかということをお掴みになっておられますか。お聞かせ

ください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 認識しております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） それはどのように認識されてるんですか。何が問題で、入口で詰まっているのかどうか。その問題を解決するにはどうしたら良いかというところに繋がっていかないといけない訳ですね。だから当然、問題点がどこにあるのかというのは正確に把握されているし、当然、事務組合の職員の中でも認識としては共有されていなければならない問題なんですね。だから問題点がどこにあるのかということでは、どういう理解をされているのか、もう一度お答えください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 個別の案件についてはこの場でお答えすることはできませんけれどもただ、全般的に基本計画を今、策定しておりますし、それから生活環境の調査もこれからやっていこうとしてると。そういった中で、その辺のところをクリアにしなければならないと私は思っております。その辺のところが必要なお互いの話し合いの中の接点かなと思っております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 次に行きます。次に四つ目の小さく二つ目、施設ができた場合の環境影響が及ぶ範囲というのは4月に調査をして調査の中でそれを見定めていくということですが、伊勢市の例を少し述べましたけれども伊勢平野という平地のところでは建設される施設が半径3キロ、直径6キロ範囲が環境影響の及ぶ範囲ということで伊勢市の広域事務組合の建設計画では設定されているみたいですから、この地域は、街よりも高い場所につくるということでは、やはり影響範囲がもっと大きく広がる可能性もあるのではないかなと私は感じているんですけれども何キロと確定できなくても管理者としてはそのように理解はされますか。いかがですか。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 影響の範囲というかですね、予測を行う範囲については生活環境影響調査の現況測定後、予測分析で行うこととなります。範囲としてはですね、先ほど世古議員さんもおっしゃられた高台に作って、尾鷲市内というのは三方を山に囲まれてますんで、市街地がカバーできる範囲と想定しております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 国の排出安全基準というのが当然ありますけれどもその中で、主なものですね。どういうものが想定をされているのか。それで今回のいただいた資料の中にも排ガス、悪臭、騒音、振動、大気質についての国の示されている各種の公害防止基準が数値で示されておりますけれども例えば、ダイオキシンであれば5.0ナノグラムが基準値だということで、けれども現実にどうなのかと。それ以下に抑えていける状況があるのかどうかということですね。実際に各市町の現状についても同時に表されておりますけれども、やはり減少しているところは、それなりにやはり高い数字が出ているんですね。基準内であってもかなり高いと。国の基準よりも高くなっております。水銀についてはどうなのかとか、いろいろ基準値が示されておりますけれども想定されるごみを燃やした場合の主だったですね、こういうものはどういうものが想定されてますか。水銀とかダイオキシンとかそれ以外にどういうものが想定されてますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。



- 管理者（加藤千速君） どういうものかということに対しては、我々としては環境影響調査をやる場合には公害防止の基準というのが基本にある訳です。それに対する公害防止基準に則って、法令なり法律ですね。それから県の条例の基準値をクリアしていかなければならないというのが最低条件です。あと尾鷲市でどのぐらいの基準値でやるかっていうことは今後検討していかなければならない。そのための私は調査であると認識しております。
- 議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。もうすでに3分を切っております。
- 8番（世古正君） ダイオキシンなんかは蓄積累積するっていうことが科学的には考えられるんですか。測るのは排出段階での瞬間的なダイオキシン濃度の測定は出来ますけれども排出されて周辺部にそれが散らかった時に例え国の基準内であってもですね、それは累積していくものなのか。例えば放射能のように何十年とか何万年とかですね、堆積していくものなのか、それはどういうふうに理解されたらよろしいか教えてください。
- 議長（三鬼和昭君） 管理者。
- 管理者（加藤千速君） ダイオキシンの問題は非常に大きな問題だと思っています。これをやはりきちんとした対応はしていかなければならないと考えておりましてその対応につきましては、詳細については、事務局長の方から説明いたします。
- 議長（三鬼和昭君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） ダイオキシン類については、環境基準以下に排ガスの中のダイオキシンは拡散させて人体に影響がない基準まで下げて拡散されるものだと考えております。
- 議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。1分しかないので簡潔に。
- 8番（世古正君） 最後にいたしますが今の説明は分かりづらい。国の5.0ナノグラムということでは排出基準は定められております。これ以外であればOKなんですね。それが大気中に散らばらないためのいろんな装置はつけられますけれども、どうしても炉の温度が下がったりですね、800℃か何とかの基準が下がったりした時に当然ダイオキシンが発生してしまうということでそれが集塵しきれなくて排煙筒を通じて外部に出された場合のそのダイオキシンなんかは一旦出されたものは、累積していくものなのか溜まっていくものなのか。放射能のようにこういう放射線は何年で半減していくよとかね。そういう基準があるんじゃないか、それをちょっと教えてくださいっていうことを尋ねているんです。
- 議長（三鬼和昭君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 堆積していくかどうかというものはダイオキシン類としては200種類以上ありますんで、それぞれのもので違うと思いますんでちょっと明確な答えがちょっとできませんので。
- 議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。持ち時間が来ました。
- 8番（世古正君） 終わりますが是非、そういう調査もきちっとやって科学的な裏付けをもって、安全稼働というものにしていただかないと堆積するかどうか分からないと。瞬間的に安全であってもそれが1年、2年、3年と蓄積された時にどういう被害が出るんかということもある訳ですから是非そういう分析もちゃんとしていただくということだけを求めて質問を終わります。
- 議長（三鬼和昭君） ここで世古議員の一般質問を終了いたします。
- 
- 議長（三鬼和昭君） 準備のため、5分休憩して引き続き入江議員の一般質問とさせていただきます。

す。

(午前 11 時 59 分)

---

○議長（三鬼和昭君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 12 時 04 分)

---

○議長（三鬼和昭君） 次に 5 番、入江議員の質問を許可いたします。 5 番、入江議員。

(5 番 入江康仁議員 登壇)

○5 番（入江康仁君） それでは議長の許可をいただきまして東紀州環境施設組合令和 4 年 3 月定例会においての一般質問を行います。まず、私はこの東紀州環境施設組合の先進的なごみ処理施設の建設の目的からかけ離れた方向に進んでいるように思います。その原因は、初期段階の問題である立地予定地の問題です。初期段階での候補地は、津波浸水地域内の中電の跡地、次に貯蔵タンク跡地、次に地域住民に意見を求めず、相談もせず、一方的に市営野球場に決めた後、地域住民、また事業者が立地に決まった旨の説明をしていることです。また、その説明において行政の強制力を利用したような説明を事業者が説明している。そして、許されないことは 5 市町で決めたこと、また、尾鷲市以外の 4 市町の強い要望であるので、いたし方がない旨の説明をしていることです。このような立地予定地の選定の仕方に強い憤りを感じるのです。そこで立地予定地提供者として、また管理者としての立地の選定から現在の建設予定地とした経緯を詳しくお願いいたします。そして、その後で通告してある東紀州環境施設組合の設立の目的は、二つ目に建設予定地の変更についての経緯、建設予定地の提供者としての責務について、また四つ目は、中電ありきの尾鷲市の施策の SEA モデルの関連について、また 5 つ目は、なぜ問題ありきの建設予定地の提供なのか。最後に問題ありきの建設予定地の解決をどのような形で考えていくのかについて質問いたします。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） それでは入江議員のご質問に対して答えたいと思います。まず、施設建設予定地の経緯について、まず広域ごみ処理施設を進めるにあたって建設地が重要だと。ここが決まらないと次に進めない。この協議はですね、平成 24 年からスタートして今年で 10 年が経つわけですが施設の建設候補予定地についてはまず、面積の要件等の確保が難しいので、5 市町の中で選定に至らない状況が続いていたわけです。そういった中で、平成 30 年 2 月に中部電力からエネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデルについての提案を尾鷲市が受けました。そして検討の結果、尾鷲市として建設候補予定地の選定に至り、尾鷲三田火力発電所構内の定期点検用地及び既存施設の 3 号本館、ボイラー架構が広域ごみ処理施設建設候補予定地の対象となったわけです。そういった中で既存施設の 3 号本館、ボイラー架構を活用しながら建設費をいかにして削減できないかとかあとは利用可否について検討を行いましたけれども必要面積、機器配置の整合性、耐用年数、構造強度等の部分がコンサルタントによる評価ですね、プラントメーカーによる調査も実施したんですけども既存構造物の利用はできないものと評価され、そして、既存施設を再利用しないことを決定したわけです。その後、定期点検用地、隣接の燃料基地第 2 ヤードも加えながら検討しましたがいずれも浸水等の懸念から建設予定地の選定には至らなかった。このことから令和 2 年 4 月に熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の 4 市町から要するに標高の高い尾鷲市営野球場を候補地にできないかと要請を私どもは受けまして、それを議会に諮りながら建設予定地として提供できるかどうか、

尾鷲市関係各課で検証した結果、建設技術上、法令上の特段の問題がないということから令和2年11月に尾鷲市営野球場を建設予定地とすることについて5市町の首長間で確認したと、これが経緯です。そういった中で、東紀州環境施設組合の目的ということに関しては、まず我々が一番重要としているのは環境省の数値の中で持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理施設の広域化及びごみ処理施設の集約化ということについて

○5番（入江康仁君） 議長、今の管理者の答弁は経緯で一旦止めてもらって良いですか。あとは1項目ずつ質問するというのは演壇で申しますから。経緯だけ聞かせてもらったら良いですから。

○議長（三鬼和昭君） 管理者、質問者からあとは一問一答で行いたいということですので。

○管理者（加藤千速君） 経緯については以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 今の経緯ですよね。中電跡地は、私が言ったように立地予定地の提供者として加藤管理者がいるんですよね。私はその第一段階で中電跡、東日本大震災が起きたあとでの、また東海地震、東南海地震が叫ばれている中でなぜ津波浸水地域内に予定地をとったのか。これに関してはある程度の違う立場の方からも反対意見もあり、余儀なく変更になったというようなことを聞いてますけれどもそれは間違いはないですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 先ほど壇上で申し上げました通りですね、6年もの間に建設予定地というものは、非常に見つからなかったと。そういった中で、先ほど申しましたように中電の方から中電跡地において、エネルギーを活用した産業を構築ということも踏まえてですね、できないかという、そういう申し入れに対して、まずは、そのところを見通しながら、ある程度の浸水域から、ちょっと高いところでしようという方向で進んでおりました中で、結果的にさっき、3号棟、建屋の部分がいろんな変遷があった訳なんです。結果的には要するに、津波ってということになる。南海、東南海の問題からこの津波ってことは、やはり住民の間はかなり心配、不安が出てきまして、どんどん高台へ行った。高台においても第2ヤードについてもいろいろ検討しました。高さ十何mの所に建てようかと。そういうことがありましたけれども、結果的に我々が希望するような中電の用地ではなかったと。そういうことも含めてやはり、何とか高台にもって行こうというような話の中で、現在の私の知り得る以上が、建設予定地として決まったというような内容でございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 行政の役割というのは津波、災害に強い施設を作る、また災害の起きない場所に作るというのが行政の役目ではないかと。東日本大震災がそれを見せつけてくれた訳ですね。だから小学校にしる、中学校にしる、学校そのものを高台に作るというのはそういう意味の避難所も構えた施設の建設だと思うんです。しかし、この事業は約100億以上の、また東紀州が一体となり5市町が初めての一つの広域行政ですよ。その上でなぜ、安全な所に設定出来なかったのか。今、管理者は場所がなかった、なかったと言うけれど、たくさんあるんじゃないですか。そうでしょ。中電跡地にして津波の意見は当然です。これは当たり前のことです。それでは15mか20mの盛り土をしながらやると。その盛り土に対する建設費用、それも何億の予算ですよ。高台は我々も素人でも分かる。尾鷲市にはいっぱいあるじゃないですか。私が最初から言ったのは南インターの所にいっぱいあるじゃないかと。それ言いました。そして、5億も6億もかけるような盛り土をするんだったらちょっとした開発、造成は出来ますよ。山を削ってでも道路を作って。その証拠に尾鷲市も

焼却場を山の奥に作っているでしょ。あなたの答弁、理にかなわないよ。そして、私が一番懸念するのは無駄な予算、税金ですね。これを無駄遣いするようなことは決してならんと思っている。そういう所からあなたは、その提供者として、名前を挙げた訳ですから他市町の4首長がこの今、問題になっている反対者がいる原因も行政が原因を作っているんですよ。最初は中電ありきの中電跡。その次は貯蔵タンクの跡。そして、市営野球場にしますということで出した。この反対している方は、今までの施設のことは関心なかった。しかし、突然来たからこの事業者は怒ってる訳ですよ。その説明の仕方、順序が狂ったから。これは確かに感情的なものも入っている。それは、あなたの責任なんですよ。そう思いませんか、管理者。そこの所を聞かせてください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 建設予定地の問題についてはですね、平成29年の4月に市長に就任して、その当時からまだこの場所にするか全然あてが無かった訳ですね。議員おっしゃっていますように高台が尾鷲にたくさんあるじゃないかということですがスタートラインは、中電の開発計画と一緒にごみ焼却場を含めた形で事業としてできないかということでスタートした訳です。まあ、いろんな紆余曲折はありましたけれども結果的に高台を、もっと高いところということで、中電の跡地についてはその場所がなかったと。或いは第2ヤードと言いますか石油タンクの辺りもいろんな問題があってできなかった。最終的にはここしかなかった。そこに決めたというような話になった訳です。その問題については、我々としては尾鷲市がまず、そこがちょっと私は疑問に思ってるころなんですね。とりあえず5市町でどこか場所を探さなきゃならない。その中で、尾鷲市に何か無いかというようなところで、尾鷲が場所を見つけようというような話になっていたようです。だから私はそれを引き継ぎながら何とかしなきゃならないと、いうようなことで、特にやっぱりそれぞれの市町、尾鷲市は特にそうなんですけどそれを含めて老朽化云々等々ですね、ごみ処理施設工場についても大きな問題がある。早く建設場所を決定してやっていかなきゃならないなということで、いろいろ紆余曲折はありましたけれども、現在の建設予定地になっているという経緯でございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） それではその予定地は、あなたが提供者として自分から進んでやったんじゃないかと他市町の4市町から要望を受けたから尾鷲市でやろうと。適地を探してくださいということで、やったというストーリーなんですか。それで良いですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まず、中電の跡地のどこの場所が石油タンクの第2ヤードも全部含めてその場所ではできないねと。他に見つけなきゃならないねっていうような話の中で、だから4市町の首長の方から尾鷲市、何とかそこら辺を貸してくれないかと、じゃあ1回検討しますわっていうような話。4市町から要望を受けて我々は、さっき申しましたように地質の面とかそういったものも全部含めていけるかどうかっていうことを関係各課と打ち合わせしながらそれでもって、それで尾鷲市としては、その要請についてはのみますっていうことで、議会へ報告しながら現在に至ってるという状況でございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） その要請を受けて進んだということは今初めて理解しました。しかしね、やはりその予定地をあなたが受けると。そういったときに今、各課で検討しながらね、候補地として。

尾鷲市は、賀田からずっとこちらまで尾鷲市内ですよ。別に尾鷲市内じゃなくてもいろんな離れた場所でもいっぱいあるというのが私の質問の中の真意です。はっきり言って。何も尾鷲市内に作らなくても良い。そういうことから考えればいくらでもあるよというのが私の質問の内容なんです。そして、一旦受けたからにはですね、その要請を受けたからには、こういういろんな問題のない尾鷲市民も賛成できる問題の無いこういうところの行政もきちんと調査をしながら、問題はないという場所を選定してですね、4市町のトップの方々にこういう良い所が立地予定地としてあるんですけどというのがあなた管理者としての責務じゃないんですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 尾鷲市内にそういう適当な場所がたくさんあるということについては、私は認識しておりません。29年の7月の時点で、場所が無かった。それから中電の話からスタートして来た訳ですね。正直言って尾鷲市の中で建設予定場所として今、決まってる訳ですね。当然のことながら、私は尾鷲市の首長としてそういう問題については、やはりきちんといろんな問題に対しては窓口としてきちんと対応できるような形でですね、ご理解を得られるような形で努力していきますと。こういう話なんです。ただ、これから進めるこの共同処理に対するその事務については、やはりいろんなことを5市町の首長と一緒にやはり話し合っていかなければならないと私はこのように考えています。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 行政の事務的なことの質問はしてないですよ。だから、今ここで、市営野球場に決まった経緯ですね。本当は、あなたが市営野球場の跡地を使うんだということになれば、当然先に、この施設を作るためにはいろんな住民説明、また地域の人、事業者、一番先に相談しながら問題が起これないように進めて、皆さん4市町のトップに何も問題はあります。ここが予定地なんですけどどうですかというのがあなたの管理者としての責務じゃないですかということ言ってるんですよ。問題を起こしてること自体おかしいじゃないですか。なぜ市営野球場跡にあなたは決めたんですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 当然道路場所の建設予定地にしても反対は出てこようかと私は思っています。ただ、しかし、今現在問題を起こしてるという今、要するに協議してる途中なんですよ。相手の方と協議してる途中なんで、いろいろ話し合ってる途中だと私は認識しております。今回の場合、まずその前に結果的にこういういろんな反対者の方からのいろんなご意見なり、いろんな要望なり、いろんなことをいただいた事実はございます。それをどうやって、話し合いのもとでいくかというのはこれからの話。で、現在も続けております。その中で、場所を選定する際については、さっき冒頭に申し上げたいと思ってたんですけどもあの場所にいろんな地質上の問題とか何とかというのは、ほぼないだろうということで中電の方から報告も聞いてますし、建設予定場所としては、そんなに問題はないですよというところハード面でスタートしてる訳ですね。ソフトの面については、場所が決まったってことの中から事前にもどうのこうのということについては、それは正直言って、それに対する配慮がなかったという、おっしゃられるんでしたら確かにそうであったかなと思っております。だからその辺については、きちんと私は配慮がなかったことに対しては申し訳ないと思っております。要するに前後の話です。ですから結果的に当初の場所については、当然のことながら法的にも地質的にも問題はないということからスタートしております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 当然その配慮が無かったということを認めてするのならこれから先、今から答弁きちんと、後はつまらないようにしていただきたいと思います。それでは一つ目の東紀州環境施設組合設立の目的です。これを明確に簡潔にお願いします。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まずは設立の目的ですので、私たちは東紀州5市町の可燃ごみを処理する可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同で処理するために設立されたことが目的であると。その前提として、環境省の方からの通知で持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約についてそういうことを踏まえてごみ処理の広域化、集約化を図り、地域循環共生圏の核となり得る施設整備を目指すものであるとこういうように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） そのような目的は、十分私も分かってます。その中で、私が尋ねたいのは、先ほど言われたその目的はもう分かりました。2つ目の予定地の変更についても先ほどから答弁をいただいておりますので次に進めさせていただきますけどやはりこの建設予定地の提供者としての責務ですね。その施設をやることは広域で未来に向かっての先進的なごみ処理施設また、5市町の広域による東紀州初めてこれで一つになる広域事業です。そういう目的も十分分かってます。国の方針だということも。その中で私が今言っているのは初期段階の問題があるから私はこれに納得できないと言っているんですよ。それはやはり隣接に対しての、あなたが先ほど私に申し訳なかったと言うけれどこれが第一なんですよ。この問題を無くして前へ進むことはできんよ。管理者。そりゃ予定地が今からどのようになるか分からない所に今でも無駄な金を使ってる。この責任は誰が取るの。今度は。これが変更になったり、今の計画が延びたりした時に立地提供者としてのあなたが責任問題になるよ。だから私は先ほど言ったようにあなたに言ったはずですよ。私はこの組合が設立してから反対者がいることを知った。それで私はその方と話をしながら以前あなたにあなたの範囲内でできる問題だからあなた解決しなさいよと。それで答弁をくださいと。文書で次はいただきたいという中でいかにこの問題を小さく解決するかということを目的にあなたと話した。しかし、あなたは自分と解決できずに4市町の首長に話したよと。事の大きさの拡大を図ってしまった訳ですよ、あなたは。あなたは、それはどのように感じていますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） その話は入江議員の方からいただいたと、そういった中で尾鷲市が解決するといった問題については、今回私は何度も申しあげますように建設予定地の設置が決まった時にはやはりこういうことについては尾鷲市で何ができるのかここはやはり基本的には根拠がないとそういう話し合いの中できちんと根拠がある形の中で進めて行かなきゃならないと思っているんです。現在はいろんな問題の提示の中で、現在は何もまだ、基本計画の話もそれからさっき言いましたように環境影響調査の話についてもまだこれからスタートです。その答えをどういう風にして出していかと。我々はそれが要するに公害のないような形できちんと調査をして対応していきたいと思っております。そういうことを踏まえて私は、管理者としてあるいはこの建設予定地の場所の首長として先ほど申しましたようにきちんとした努力はしたいと。ただ全体的なことを決める場合には今の建設予定地の話は5市町でやることになっておりますのでそういう共同処理の事務

に関する対応については組合として5市町と一緒に対応し協議していきたいとこのように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 私もある5市町の議長と話をしました。この反対者がいる、反対運動が起こりかねないような状況だと言った。その人は、何と言ったかという、入江君、それは5市町の問題ではなくて尾鷲市の問題だと。私もそう思ってます。当然、立地予定地の提供者としては問題のない所を提供して4市町の各首長にこの良い場所があるんですというのが提供者としての責務ですよ。問題ありきの予定地を提供してその問題ありきを解決するのは5市町でやるということをや4市町のトップは皆、認識して承知しているんやな。これだったら大きな問題になるよ。問題のある予定地をね、4市町の自分の金じゃないよというような感じの中で採決するような4市町のトップだったら大きな間違いがある。それで議会に持ち帰ったら大変なことになると思うよ、これは。そういう所はどうですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） そのこの所は、私は意見が食い違うんじゃないかなと思っているんですけどね。何度も申しあげてますように今回、建設予定地は、事実を申しますと要するに東紀州環境施設組合の管理者としてこういう形で進めますよということを私の方から他の首長の方にお話をしております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） このような進め方をするという事は管理者、とてもやないけど進まないですよ。先ほど前回議員が言ったように入口で止まるような問題をこの先進められますか。最初から言ったようにあなたが一番間違った中電ありきのことから始まり、今度は、尾鷲市のシーモデルに関連してのこの施設になると。5市町の目的は、さっき言ったように東紀州全体5市町のごみの処理でしょ。処理を目的でしょ。争いを目的にしているんじゃないですよ。分かりますか。そういう部分の中から中電は中電ありきで良いわ。これは尾鷲市の関係だから。シーモデルも尾鷲市ですよ。切り離してやっていただければ、これみんな関連してるじゃないですか。あなたは、東紀州5市町をこの関連の中に入れてやってるからおかしなことになってくるんじゃないの。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 結論から申しますと今回の建設予定地についてシーモデル事業とは一切、切り離して考えております。中部電力との関係というのは建設場所の大半が中部電力でございましてこれについて今、協議をやっている最中で、ほぼ合意するような形で進んでおります。当初は私としましては、平成29年、30年当時については、尾鷲市に広域ごみ処理施設を建設するのであれば、中部電力との要するに尾鷲市のシーモデルとしては地産地消のエネルギーを使いながら産業を振興させようという話がありましたのでこういう部分も含めてご了解くださいということをはっきり申しあげておりました。当然、シーモデル事業と関連したごみ処理施設を検討しておりました。結果的には、今はそういう関係ではございません。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 中電はね、関連してやろうとする施設には、やはり住民が反対するような要望書は受け付けませんよ。それで私も調べたところ、中電そのものがもう、尾鷲市の中電跡地の計画そのものに疑問をもっている。これはまあ、尾鷲市の問題だから追及しない。5市町の中での問

題に戻しますけどね、この5市町のこれからですよ、進むにつれて入口の段階でどういような事業者に説明、そして今交渉しているというけれど、どういような状況にあるのか。あなたは、前回議員の世古議員が答弁を求めたけど答えられないとか。答えられないいような質問をやっているのではない。あなたが答えられないいような事を含んでるんじゃないですか。あなたが言わないんだしたら。皆出して、明快な質問をやろうよ。そこはどうですか。どういような今、説明でどのいような当事者とは状況にあるのか。どういような説明から始まったのかから説明していただきたい。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 今回のご質問に対する内容については私としては基本的には個別案件の話ですのでこの場でお答えするのは差し控えさせていただきます。このように思っております。

○5番（入江康仁君） 個別案件じゃない、関連やろ、議長。ちゃんと答弁させてください。私が答弁できないいような質問してますか。しているんだしたら私に注意してください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者、どうですか。近隣の方々の話を内容的なものとか具体的にお話しできれば。概要等についてもお話しできますか。

○管理者（加藤千速君） こういう個別案件について議場でするのはあまり好ましくないと思っておりますのであえて申しあげませんでしたけど議長からそういう概要をというお話であればお答えしたいと思えます。現尾鷲市宮野球場の建設予定地を推進するにあたってその方の問題点を提起して尾鷲市、私の方に要望書が来ました。その内容については、この方は非常に心配であると。内容については、周辺環境が悪くなる。そういった中でいろんな問題が起こるんじゃないかと。自分も事業をやっているからその製品に対して非常に問題視されるんじゃないかと。先ほど申しあげましたいろんな公害防止あるいはごみの有害物質とかですね、大気質、騒音、害虫といったことが問題になって、こういうことが問題になれば今の継続している事業ができないんじゃないかと。それに対する要望が来ましてそれに対するお答えをしたというところでございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） それは交渉じゃなくて、相手のまだ初期段階、説明に行った時の尾鷲市の対応ですね。その事業者から聞いたんですけど、これはあくまでも5市町で決めたこと。先ほど演台で言ったように行政の権利を主張するいような言い方の中で一点張りで強弁に。建設する場合は、この方は裁判を起こすというところまでいっているんですね。そして、この建設する要望は尾鷲市以外の4市町の強い要望であると。これも演台で言いましたけど、ここなんですよ、問題は。何も解決するいような交渉じゃなくてあなた個人がどうのというけれど5市町で解決しようとしているから私は言うんですよ。個人じゃないですよ。これを問題にしないと前に進まない訳ですよ。当然、裁判になれば時間もかかるやろ。その結果、どうなるか分からない。また、蟻の一穴ということわざもあるように小さな穴が大きくなっていくら強い組織でも崩壊につながることもある。まして、この人たちが今度、署名運動、各種団体が動いて反対の署名を集めたり、運動が始まったらどうしますか。あなたそこまで考えてますか。そうなれば4市町の皆に迷惑をかけることになるんですよ。これは無いと断言できるかどうか。あなたはどのように考えてますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 今回の広域ごみ処理施設の一つの大きな課題を解決するための大きな目標としてさっき申しあげたんですけども。しかし、我々としてはこれを実現すべきですね、そういう方々ときちんと説明もしなきゃならないし、きちんとやるべき事ということは基本計画でどうい



う施設になって、どういう場所にどういう風になるんだと。これに対する環境影響調査はどのように進むのかということをやはり本当にきちんと説明して行って本当にこの施設が安全安心な場所で納得していただくようなことをずっと続けていかなきゃならないと私は思っております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） あのね、施設とかね、施設の基準とかそんなこと言ってるんじゃないんですよ。当たり前なんです。基準値をクリアしなきゃ操業できない。国の基準を守ってるのが当然なんです。そんな施設は今、安全だということは私も十分、分かってるよ。しかし、事業者として、隣接、また一市民としてのこの人たちの気持ちを汲まなきゃならないよということを言ってるんですよ。この問題をはっきりして、通り過ぎて議論する訳にはいかないよ、先々。こういうような問題があるということを各トップだけが知ってて議会に何も説明がなかったということはということなんですか、管理者。我々議員をだましとったということかね。私はさっきも言ったように組合が設立してから知ったことや。先ほどいろんな予算の中でも反対運動があるということも前回議員はその前に言ってるらしいけど私は知らなかった。この問題を後から知ったからこれは大変なことだなと私は飛び込んだんですよ。で、議会に報告しなかった、また議会で議論する以外のものでしょ。目的はごみ処理の施設でしょ。なぜこの反対運動の言うたら立地予定地の、我々は議論しないとイケないの。その議論の場を作るんだったら最初から提案してきてね、問題があったんだったら我々も一生懸命考えるよ。あなたたち5人が決めたことでしょ。副管理者も皆納得したのであれば皆一人ずつどのように聞いているか言ってもうてくれ。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） ご指摘のとおりですね、この問題については議会の方にお示ししてなかったというのは事実でございます。ただ、建設予定地については何度も申しあげてますように各首長の皆さんに報告しながら対応を考えていかなければならない。こういう形で今進んでいるというところでございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） さっき管理者も言ったけどこれは反対のための反対じゃないんですよ。事業者としての信念と理由をきちんと述べて、その中で対応しなかった、説明に行った尾鷲市行政、あなたも2、3回あとで行ったでしょ。私はこの説明に誰が行ったのかと言ったら今の局長が私も行きましたと言ったので私もびっくりした。その原因を作っているのは行政であるということをもっと認識してもらわないと困るよというのが質問の主旨です。そして、この問題を解決するにはどのようにするかということは今、我々議会に提案していただいて現況を答弁できないとかそんなこと言ってないで皆問題点をさらけ出して議会と執行部が一体となってこの問題を解決するようにするのがこれからの組合議会の進め方ですよ。この問題をなくして前へ進まないよということは私何度も言っている。あなたそれ認識しないと大変な責任問題になるよ。そして、4人の首長も道連れだ。それだけ重要だということを思わないとイケない。その認識を持っていただきたい。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 反対者の方には本当に丁寧にご説明しながらですね、反対者の方の要望に対してどのように我々として回答するか、第1段階はしております。今後につきましてもこの話し合いは私が窓口になります。ただ、この問題について私は何度も申しますように執行するのは我々運営する側でございますのでこれについては報告なり相談なり4市町の首長と一緒に相談して、事

実、運営協議会ではこういう話がありますよということは報告してこういう対応をしたいと思いますということは私の方から報告していると、このような話でございます。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） やはりこれを解決しようと思ったらですね。矢の川峠を越えて初めての東紀州5市町の広域行政ですよ。行政の中でやろうとしている。100億を超えるのが目に見えてる施設なんですよ。それに対して立地予定地の問題でこんなにもめること自体、またその問題を議会の中で議論させること自体がおかしいですよ。。皆さんに喜ばれるような予定地ですからとするのが管理者あなたの責務なんですよ。それで初めて4市町のトップも賛同できる。また、議会にも報告できる。これは、はっきり言って尾鷲市の問題では済まされない。やはり関連する5市町の我々議員にも責任がある。だからこの問題をするためには一つの事業者として案をね。反対のための反対じゃないから。事業を継続だけできたら良いのだと私は言ってますよ。安全な施設というのは当たり前だと。悪い施設は無いと。また、風評被害というのはその人の考え方だから違う所のできるんだったら尾鷲市の空いてる土地でもそのやってる人の立地に合うような所を提供しながら移転を考えたって最初の中電の盛り土の5億、6億もかけるようなことをするんだったら微々たるものだ。100億の事業と何千万単位の移転のこととどのように評価しますか。当然移転してやっていただいて皆で喜ばれる、また5市町のトップに喜ばれる形の中で解決していくのがあなたの管理者としての立場の責任じゃないですか。私が言ってることはおかしいですか、管理者。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 確かに喜ばれるこういう広域の5市町。矢の川を越えて東紀州5市町で広域ごみ処理が共同でできるというこれは非常に大切なことですし、これからは人口減少等々進む中でどうやってこの行政がタイアップしながらやっていくか。先ほどの6億、何千万、微々たるものという話の中で私自身は、きちんとした現状がこうあって検査をしながら調査をこうしていきますと。いろんな風評被害や移転とおっしゃってましたがそう言うからには根拠というのが我々行政としては絶対に大事なんです。その根拠に基づいた形のをやるということについては、私はOKと思っています。しかし、その根拠がはっきりしない中で要するにファジーな状態でやるということについては、私自身は絶対に問題がある。だからきちんとした根拠を示しながらお互い話をしながらやるということについては進めて行きたいと思っています。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 根拠、根拠と言うんだったら何で中電跡の盛り土を作ってまでしないといけないの。東日本大震災の教訓を得て東南海東海地震が来ると震度7だと言われている中で、前者議員も言ったけど想定外ということであなたたちは今まで逃げて来た。その根拠はなぜ安全だということが言えるんですか。なぜ15mの盛り土は安全だという根拠はありますか。あの津波というのは一時的な平均値の浸水地域でしょ。あの南三陸の3階の防災、どれだけの波が来たか。30何mの波が一瞬に来て、我々も見たでしょ。屋上にいる人が一瞬に流されるのが。あれは浸水域よりもっと高かったからでは無いですか。それだったら今までの予定地の中であなたは根拠が言えますか。そういうものではないと言うのあんたは。あなたたちが最後に言うのは皆根拠がありますと。分からない市民の方々にこれは良いです、良いですって。今度の視察に行く人もあなたたちが選定した中であなたたちに寄った方ばかりではないですか。根拠も何も無いですよ。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 私は中部電力とスタートラインから広域ごみの話については根拠をもって計画は進めていると認識しております。そういった中で我々としてはこういう形の中でこうしなければならぬと決めている。どんなことでも根拠は必要です。だからこうするんだと。尾鷲市としても広域5市町としても同じことなんです。すべて我々がやることについては根拠を示してお互い納得した形の中でやるのが普通だと思います。これは私自身の考え方ですべて根拠を無しにして行動を起こす訳にはいきません。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 根拠、根拠と言うけど私がトップだったら予定地として提供する時に先にあなたは予定地として提供している。予定地として出したいときにはいったん先に各課長を集めてここを予定地にしたいが問題があるかないか周辺地域の人たちの意見を聞いてくれ。それをまとめてくれと。ここから始まるんですよ。根拠というのはあなたが言うのはあとからつけるようなものでしょ。私だったらするよ。そしてその中で問題があるんだったら尾鷲市の中で私は移転できるんだったら業者の意見を承認しながら東紀州環境施設組合に提供できる何も問題のないような施設してから私は提供しますよ。これが管理者としての立場ではないですかということをお願いなんです。それを先に調査も何もしないで決まったよ。5市町で決まったんだと。問題は5市町の組合が出来てから決めますと。そのような交渉に行ってるからこのようになるということを行っているんです。だから各課長が、後ろにいるのは環境課長か。おまえら反省せなあかんぞ。そういうようなところをあなたが使うのが調査でしょ。違いますか。私はそれを言ってるんですよ。あなたね、これで地域の方々にも4市町のトップにも迷惑をかけていることになるよ。仮にこれを皆が認めて分かかって承認したならこれこそ問題があるような土地を4市町のトップが認めて問題は5市町でやりましょうという決議になるんだったら皆資料を出してほしい。これは大きな問題や。違いますか、管理者。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 建設予定場所で尾鷲市にあるということである所属の首長、私ですね。私が結局その方との交渉事はきちんとやりながら今後対応していきましょうということ、努力もしますというのは申しあげている。その中で今、建設予定場所でやるということについては何度も申しあげますがこういうことは5市町で結局決めていかなければならない話だと私自身はそのように思っております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） だから5市町でやるというのではなくて尾鷲市の中で解決しながらやっていくのが本来ですよ。しかし、5市町でもうのせてした以上、仕方がない。だから解決をどのようにするかというのは、これから当事者ですね。これ裁判になったらどのように対応するんですか。それ、5市町でやるんですか。これは5市町の目的に反することですよ、今度は。裁判沙汰になってこの組合議会を動かすことは許されませんですよ。また、予算的なものは皆否決しないといけない。それで後ろにいる方々も今、初めて知った人たちも沢山いるんですよ。これを承認するような議員であれば議員でないように私は思う。知らなかったから今までのことの中で予算も今回は賛同しているけれどこれが分かってきた中で裁判沙汰になった中ではなかなか予算は認められないようになる。そうなった時にこの組織が崩壊になったりしたら今までの税金の無駄遣いと予算を使った責任はどのように取るのかということ。5市町のトップそのものも問われるよ。だから私が言ってる

のは事業の大きさとその移転の費用は微々たるものだということを言いたい訳ですよ。根拠、根拠と言ってそのようにやってこなかった行政はいっぱいあるじゃないですか。言うたらきりないですよ。そここのところをもっと含めて前向きなですよ、管理者。あなた交渉していると言うけど交渉じゃない。相手はもう反対だと言ってるんです。だから今度はその糸口ですね。どのような中での円満な糸口をもって話をするかというあなたの考えを聞かせていただきたい。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 私はこの事業について反対しているという方にきちんとご理解得られるように具体的に丁寧に説明していきたい。ただ、微々たるもの云々というのはそれ以前に建設予定地での施設がどういう施設になるのかこれからの調査あるいは計画策定も含めてきちんと説明しながらご納得いただくような回答をしたいと。相手の方がご納得するかどうかは分かりませんが私も私としては、そういうことを説得材料としながらお示ししていきたいと考えております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 管理者、これから解決方向に向かってあなたも努力するだろうけど地域住民の方、事業者の一つの目的をもって賛同を得ながら署名運動や反対運動とやってきた場合、私ども議会がそれを受けるんですか。これはとてもやないけど議会では受け入れられないですよ。そういう中で予算を今度は認められない。入口のこれを解決しないと止まってしまうよ。だから今、私は施設の視察や施設に対する議論は不必要だと思っている。当然、場所を変えたらまた違う環境アセスをしながらこういう立地にあった違う請求をしなければならない。だからこの問題を解決して初めて東紀州環境施設組合の本来の姿に戻る。この問題を解決なくしてできないと思う。だから管理者あなたももっと前向きに四角四面ではなくて柔軟な態度でいろんな問題を解決し、また指示を出しながら担当部署の者を動かしているいろいろな方々と接触をしながら問題解決に努力していただきたいと思うんですね。そこはどうですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 正直言ってごみ処理施設については計画通りにやっていかないといけない。それは誰もが思っていることだと思います。そこで反対者の方にどう対応をするのか、当然のことながら私は何度も申しあげていますようにきちんと丁寧に説明して然るべく調査内容、計画内容をきちんとお示ししながら情報を開示する。ですからご要望の内容についてもきちんとした形で対応をしていくという話をしておりますし、結果がまだ出てない部分についてその個々の対応について細かく回答することはできない訳ですからそれがきちんと収まった中できちんとやっていきたいとこのように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 5番、入江議員。時間が来ましたので簡潔にお願いします。

○5番（入江康仁君） それではこれで最後にします。管理者、この問題に関してこれからいろんな反対者との交渉の推移等いろんなことを議会に皆報告していただけるということで良いですか。この問題を議会で質疑する以上、当然私も議会に報告しなかったとあなたが言ったことにある程度反省の言葉があったから控えていたけどその中での報告はきちんとするというで良いですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 正直言って執行権の話と違いますか。我々でやるべきだと思っています。当初から全員協議会について議会も含めて言ってますように必要に応じて必要なことについて皆さまにご報告させていただいてご意見を頂戴するそういう機会をもちましょうということで今ま

で全員協議会を普段の予定なら2回、3回ですがもうすでに4回、5回開催して皆さん方にご報告しながらご意見を頂戴しながらやってそれを執行の方に移すと。私自身は、こういうお話がございますよということについては一度議会の方々にはご説明させていただいても良いかなと思っております。

○議長（三鬼和昭君） これで時間が来ました。5番、入江議員。

○5番（入江康仁君） 答弁をきちんとお願いします。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。節目節目に事が決まりましたら議会の方に報告をしていただけるよう要請します。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 先ほど議長から要請がございましたし、入江議員からも要請がございましたので節目節目に議会の方に報告させていただきたいと思っております。

○議長（三鬼和昭君） これで入江議員の一般質問を終わります。

---

### 閉 議

○議長（三鬼和昭君） 以上をもちまして本定例会の日程はすべて終了いたしました。閉会に際し、管理者よりご挨拶があります。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

### 管理者の挨拶

○管理者（加藤千速君） 閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。本定例会への提出議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれもご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。また、一般質問で賜りましたご意見、ご提案は十分尊重し、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。今後とも地域住民の皆さまのご理解をいただきながら安全、安心な施設整備を目指し、取り組んでまいる所存でございますので議員の皆さまには更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

### 閉 会

○議長（三鬼和昭君） これをもちまして、令和4年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を閉会いたします。皆さま本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 1時10分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長            三 鬼 和 昭

署名議員        山 本 章 彦

署名議員        莊 司     健